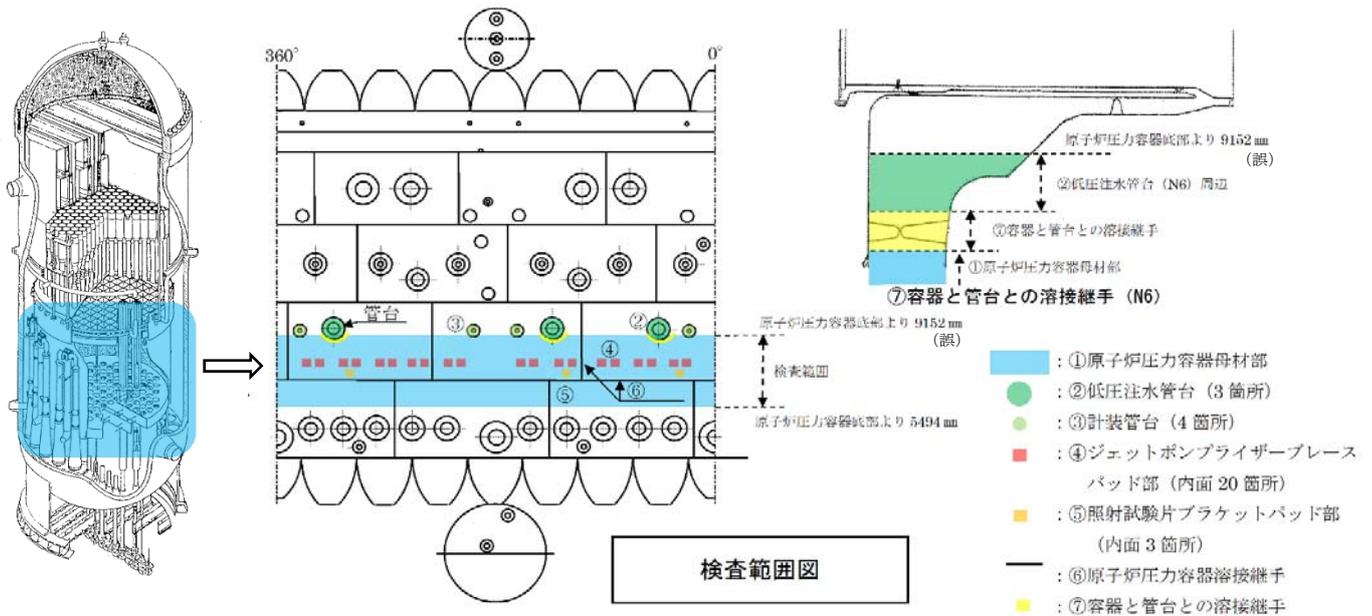


東海第二発電所 原子炉压力容器炉心領域超音波探傷試験の追加実施範囲について

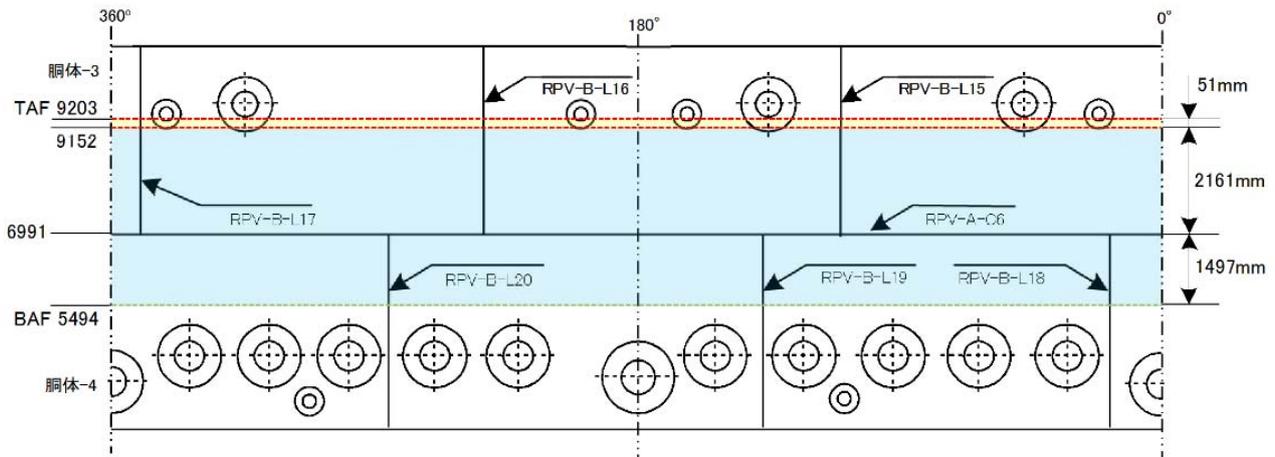
1. 炉心領域の超音波探傷試験当初計画



2. 超音波探傷試験追加実施範囲について

炉心有効高さの数値誤りに伴い、検査範囲に不足が確認されたため、炉心領域の超音波探傷試験を追加で実施しデータを採取する。

この追加試験の範囲において、高さは、誤って TAF と考えていた 9152 mm から、正しい TAF 9203 mm までの範囲とし、長さは、原子炉压力容器全周に渡る範囲とする。



- 追加実施範囲
- 実績範囲

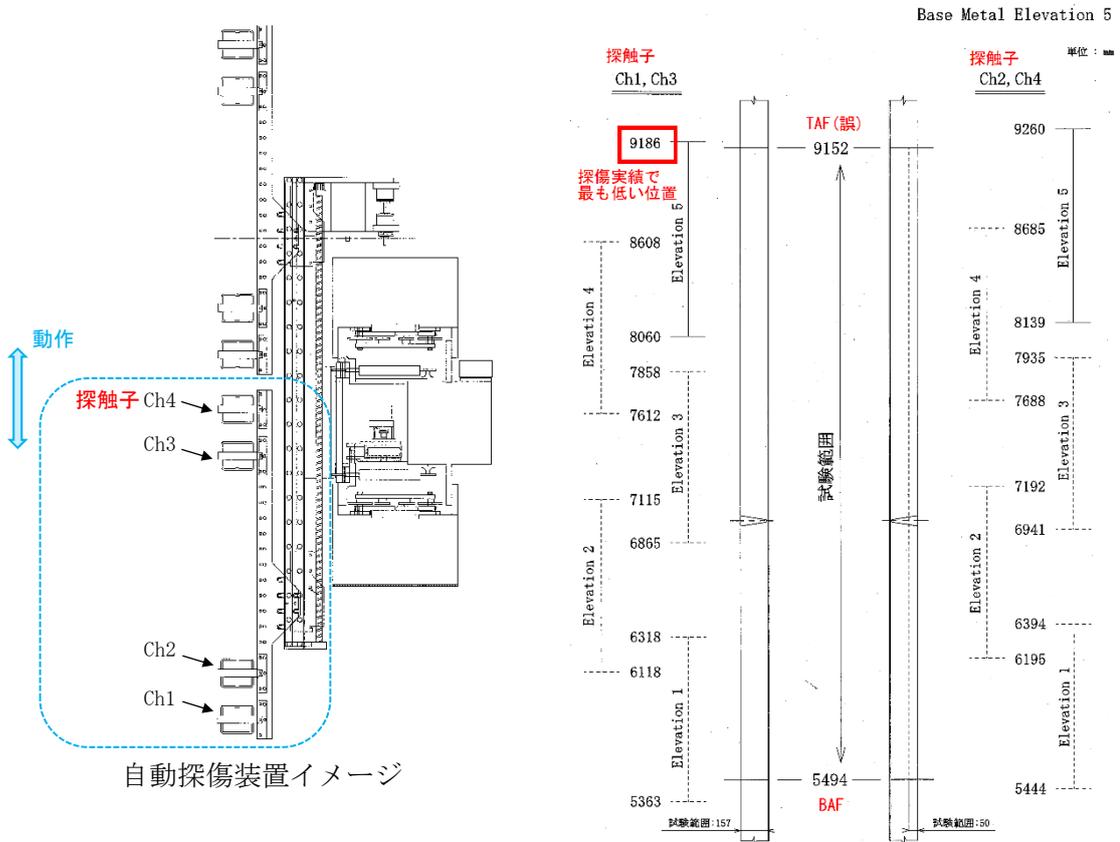
東海第二発電所 原子炉压力容器炉心領域超音波探傷試験の試験範囲裕度について

1. 自動探傷での検査範囲に対する裕度

東海第二において使用している自動探傷装置は、垂直、斜角等の探触子が並んで配置され、一つの動作で一度に探傷できる構造となっており、この配置のため探触子毎の位置に応じ探傷範囲が異なる。この配置の違いと探傷角度を考慮して探傷範囲となる。

下記に示す図は、評価の結果、超音波探傷試験実績の中で最も低い位置となったものを示している。下記図に示すとおり探傷は検査範囲に対し裕度をもって行われている。

この裕度については装置の性能を踏まえ、25 mm以上確保することとしている。



2. 手動での検査範囲に対する裕度

管台周辺は干渉により自動探傷装置が適用できないことから、手動探傷により探傷を実施している。この手動探傷においては、検査範囲境界を罫書き、この線を越えるよう探触子を走査して裕度をもたせることで検査範囲を確保している。

